

# 高圧ガス移動の簡略まとめ

高圧ガス保安法(最高で30万円の罰金が当事者と事業者課せられます)

(株)久米商店

移動(運送)区分	不活性ガス(フロン・窒素)	酸素・可燃性ガス(アセチレン)・特定不活性ガス(R32)
内容積25L以下の容器で合計50L以下 (少量高圧ガス移動者)	容器を40°C以下に保つ 転落転倒による衝撃・バルブ損傷防止(注2)	容器を40°C以下に保つ 転落転倒による衝撃・バルブ損傷防止(注2) 酸素とアセチレンのバルブが向き合わないようにする (移動時の注意事項のラベルが容器に張ってあればイエローカードは不要)
上記の量以上及び 容量300m <sup>3</sup> 以下酸素、可燃性ガス  (上記以上の多量な酸素・可燃性ガスを運ぶ場合は さらに特別な決まりがあります)	上記に加え 高圧ガスステッカー(前と後) 駐車のみまり(注3)	上記に加え 高圧ガスステッカー(前と後) 消火器(注1) 防災保安工具 イエローカード 駐車のみまり(注3)

種類	容量	内容積L(注5)
C2H2 (注4)	6.3m <sup>3</sup> (7kg)	41.0
	1.8m <sup>3</sup> (2kg)	12.5
	0.45m <sup>3</sup> (0.5kg)	3.6
O2	2m <sup>3</sup>	13.4
	1.5m <sup>3</sup>	10.2
	0.5m <sup>3</sup>	3.6
	0.3m <sup>3</sup>	2.2
N2	7m <sup>3</sup>	47.4
	3m <sup>3</sup>	20.6
	1.5m <sup>3</sup>	10.2
R22	10kg	10.7
	20kg	21.0
R410A	10kg	12.0
NRC	10kg	13.0

注4)アセチレンの容量計算はm<sup>3</sup>を使う

注5)内容積は容器毎にバラツキがあります

(注1)消火器	容量15m <sup>3</sup> ・150kg以下→B-3x1個以上 容量100m <sup>3</sup> ・1ton以下→B-10x1個以上
(注2) 転落転倒による衝撃 バルブ損傷防止	車両と容器の間にマットをはさみ、傷がつかないように プロテクタもしくはキャップする(内容積5L以下は不要) 圧縮ガス→横積み、アセチレン・液化ガス→縦積み 縦積み→ロープで縛る 荷台の前方積みで、最後部は30cm以上空ける
(注3)駐車のみまり	保安物件を避け、交通量の少ない安全な場所を選ぶ 食事などやむを得ない場合を除き、車両を離れない

※神奈川県独自の運送基準(自主保安活動推進の為の行政指導指針)

少量を超える移動には神奈川県高圧ガス防災協議会のを講習を期間内に受講すること  
詳しくはこちら→<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi/documents/909044.pdf> (基準及び解説)

※神奈川県高圧ガス防災協議会の運送基準(自主基準)

少量を超える移動には運送員証を携帯すること  
→県内で高圧ガスを移動(運送)する事業者は運送指導員を1名以上任命し、その指導のもとに運送員を任命して  
保安講習を受講させ、運送時には運送員証を携帯する決まりになっています  
詳しくはこちら→[http://www.kanagawa-bousai-hpg.or.jp/pdf/H30\\_unsoukijyun2.pdf](http://www.kanagawa-bousai-hpg.or.jp/pdf/H30_unsoukijyun2.pdf) (基準及び解説)